

令和2年5月25日

会 員 各 位

佐用町商工会

### 商工会による「持続化給付金の申請サポート」について

新型コロナウイルス感染症に伴う国の支援施策「持続化給付金」の申請が開始されています。

この「持続化給付金」の申請は、インターネットによるオンライン申請のみで実施されています。

インターネットに自信の無い方等を対象に当会でも「持続化給付金申請サポート」を開始します。

#### 記

#### I. 給付対象となる主な要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降のひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
  - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
  - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することはできません。

#### II. インターネット又はスマートフォンなどの環境について ----- 2 ページ

#### III. 申請に必要な書類の準備 ----- 個人事業主 ----- 3 ページ ----- 中小法人 ----- 4 ページ

#### IV. 商工会の申請サポート申込

**申請を代行するものではありません。ご本人の申請をサポートするものです。**

**申請サポートを希望される方は、I～IIIの内容をご確認いただいた上で  
商工会（TEL 82-2218）までご相談ください。**

**※持続化給付金の申請に関する情報は、日々情報が更新されています。**

**ご案内以降の変更など随時ご案内できない場合がありますので、最新情報は商工会へお問い合わせください。**

## インターネット又はスマートフォンなどの環境について

商工会が申請サポートするには、電子メールが必要になります。

下記を確認ください。

|   |   |
|---|---|
| ①申請者本人のPC・スマートフォンがある。   | 商工会で申請サポートが可能   |
| ②申請者家族等のPC・スマートフォンがある。<br>【家族の同席又はスマートフォンを <b>持参できる</b> 】<br>※ご家族には、申請後に申請事務局からメールがあった場合の対応をお願いいたします。 |   |
| ③申請者家族等のPC・スマートフォンがある。<br>【家族の同席やスマートフォンが <b>持参できない</b> 】<br>※ご家族には、申請後に申請事務局からメールがあった場合の対応をお願いいたします。 | 商工会で申請サポートが可能<br>但し、下記の仮登録・本登録を済ませてください。<br><br>持続化給付金のホームページ<br><a href="https://www.jizokuka-kyufu.jp/">https://www.jizokuka-kyufu.jp/</a><br>の【申請する】から<br><br>家族のPC・スマートフォンで仮登録する<br>（メールアドレスの登録）<br>↓<br>メールが返信される<br>↓<br>メールのリンク先で本登録<br>ログインID・パスワードを登録<br><br>ログインID・パスワードを提出いただければ商工会の申請サポートが可能です。 |
| ④申請者本人にも家族にもメールがない。   | <b>申請サポート会場</b> （下記の一覧）をご利用ください。  |

### 申請サポート会場（令和2.5.19現在発表）

| 地区   | 会場番号 | 会場         | 開設日            |
|------|------|------------|----------------|
| 姫路市  | 2802 | 姫路商工会議所    | 5月21日～         |
| 相生市  | 2810 | 相生商工会議所    | 5月28日～         |
| 赤穂市  | 2811 | 赤穂商工会館     | 5月28日～（6月6日休み） |
| たつの市 | 2813 | 龍野経済交流センター | 5月28日～         |

①Web予約 持続化給付金事務局ホームページ (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>)

※Web予約には、携帯電話が必要です。

②電話予約（自動ガイダンスで、予約方法を案内） TEL：0120-835-130

※受付時間：24時間予約可能

※予約する会場の【会場番号（上記会場一覧に記載）】が必要です。

③電話予約（オペレーター対応） TEL：0570-077-866

※受付時間：平日、土日祝日ともに 9時～18時

## ◆申請に必要な書類（個人事業主）

### （１）確定申告書（令和元年分確定申告）

|        |                                    |                     |
|--------|------------------------------------|---------------------|
| 青色申告の方 | 確定申告書第一表（１枚）<br>所得税青色申告決算書（１、２ページ） | どちらかに<br>税務署の受付印が必要 |
| 白色申告の方 | 確定申告書第一表（１枚）                       | 税務署の受付印が必要          |

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、受付印に相当するものを提出してください。

※お手元の確定申告書に受付印がない場合

税務署にて「納税証明書（その２所得金額用）」を取得する必要があります。

### （２）２０２０年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等

### （３）通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの

※口座名義人は申請者名と一致している必要があります。

### （４）本人確認書の写し（以下①～④のいずれか１点又は⑤⑥のいずれか）

①運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）

②個人番号カード（オモテ面のみ）

③写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

④在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

いずれの場合も申請を行う月において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限られます。

尚、①から④がない場合は、⑤又は⑥で代替することができるものとします。

⑤住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

⑥住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方

※この手引きは、基本的な事例で作成しておりますので、特殊事例では追加の資料が必要な場合があります。

※申請には、（１）～（４）の書類が必要です。

※インターネットで申請するには、（１）～（４）の書類をPDF、JPG、PNGなどの画像ファイルにする必要があります。

※商工会は、資料作成のほか、画像ファイルにする作業を支援します。

## ◆申請に必要な書類（中小法人）

### （１）確定申告書（直近の確定申告分）

確定申告書別表一（１枚）  
法人事業概況説明書（両面２枚）

少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。  
e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出してください。

### （２）2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等

### （３）通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの  
※口座名義人は申請者名と一致している必要があります。

※申請には、（１）～（３）の書類が必要です。

※インターネットで申請するには、（１）～（３）の書類をPDF、JPG、PNG  
などの画像ファイルにする必要があります。

※商工会は、資料作成のほか、画像ファイルにする作業を支援します。